

鎌倉市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 30 年 3 月 28 日

鎌倉市長

松尾 崇

鎌倉市規則第 50 号

鎌倉市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する規則の一部
を改正する規則

鎌倉市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する規則（昭和32年5月規則第3号）の一部を次のように改正する。

第5条中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 放課後かまくらっ子推進嘱託員

別表第1中

「	<table border="1"> <tr><td>日額</td><td>7,140円</td></tr> <tr><td>日額</td><td>7,140円</td></tr> <tr><td>日額</td><td>7,140円以内</td></tr> </table>	日額	7,140円	日額	7,140円	日額	7,140円以内	を	<table border="1"> <tr><td>日額</td><td>7,350円</td></tr> <tr><td>日額</td><td>7,350円</td></tr> <tr><td>日額</td><td>7,350円以内</td></tr> </table>	日額	7,350円	日額	7,350円	日額	7,350円以内	に、
日額	7,140円															
日額	7,140円															
日額	7,140円以内															
日額	7,350円															
日額	7,350円															
日額	7,350円以内															
「	<table border="1"> <tr><td>観光情報発信等嘱託員</td><td>日額</td><td>9,000円</td></tr> <tr><td>市民サービスコーナー嘱託員</td><td>日額</td><td>9,100円以内</td></tr> </table>	観光情報発信等嘱託員	日額	9,000円	市民サービスコーナー嘱託員	日額	9,100円以内	を								
観光情報発信等嘱託員	日額	9,000円														
市民サービスコーナー嘱託員	日額	9,100円以内														
「	<table border="1"> <tr><td>国際交流員</td><td>月額</td><td>280,000円</td></tr> <tr><td>観光情報発信等嘱託員</td><td>日額</td><td>9,000円</td></tr> <tr><td>市民サービスコーナー嘱託員</td><td>日額</td><td>9,310円以内</td></tr> </table>	国際交流員	月額	280,000円	観光情報発信等嘱託員	日額	9,000円	市民サービスコーナー嘱託員	日額	9,310円以内	に、					
国際交流員	月額	280,000円														
観光情報発信等嘱託員	日額	9,000円														
市民サービスコーナー嘱託員	日額	9,310円以内														
「	<table border="1"> <tr><td>母子保健指導嘱託員（歯科衛生士）</td><td>日額</td><td>5,100円</td></tr> </table>	母子保健指導嘱託員（歯科衛生士）	日額	5,100円	を											
母子保健指導嘱託員（歯科衛生士）	日額	5,100円														
「	<table border="1"> <tr><td>母子保健指導嘱託員（歯科衛生士）</td><td>日額</td><td>5,100円</td></tr> <tr><td>母子保健コーディネーター</td><td>日額</td><td>13,200円</td></tr> </table>	母子保健指導嘱託員（歯科衛生士）	日額	5,100円	母子保健コーディネーター	日額	13,200円	に改め、								
母子保健指導嘱託員（歯科衛生士）	日額	5,100円														
母子保健コーディネーター	日額	13,200円														

同表介護保険事務嘱託員の項中「7,140円」を「7,350円」に改め、同表中「5,760円」を「5,880円」に、

「	<table border="1"> <tr><td>生活保護精神科嘱託医</td><td>月額</td><td>38,100円</td></tr> </table>	生活保護精神科嘱託医	月額	38,100円	を																																									
生活保護精神科嘱託医	月額	38,100円																																												
「	<table border="1"> <tr><td>生活保護精神科嘱託医</td><td>月額</td><td>38,100円</td></tr> <tr><td>生活保護面接相談員</td><td>日額</td><td>10,800円</td></tr> </table>	生活保護精神科嘱託医	月額	38,100円	生活保護面接相談員	日額	10,800円	に、																																						
生活保護精神科嘱託医	月額	38,100円																																												
生活保護面接相談員	日額	10,800円																																												
「	<table border="1"> <tr><td>発達支援嘱託員（保育士）」を「発達支援嘱託員（保育士・児童指導員）」に、</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr><td>「5,100円以内」を「5,250円以内」に、</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>「</td> <td> <table border="1"> <tr><td>環境センター計量作業等従事嘱託員</td><td>日額</td><td>7,140円以内</td></tr> </table> </td> <td>を</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>「</td> <td> <table border="1"> <tr><td>環境センター場内作業等従事嘱託員</td><td>日額</td><td>9,270円以内</td></tr> </table> </td> <td>に、</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>「</td> <td> <table border="1"> <tr><td>学校給食調理嘱託員</td><td>日額</td><td>7,800円</td></tr> </table> </td> <td>を</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>「</td> <td> <table border="1"> <tr><td>学校給食調理嘱託員（全般）</td><td>日額</td><td>10,125円</td></tr> <tr><td>学校給食調理嘱託員（補助）</td><td>日額</td><td>7,800円</td></tr> </table> </td> <td>に、</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	発達支援嘱託員（保育士）」を「発達支援嘱託員（保育士・児童指導員）」に、					「5,100円以内」を「5,250円以内」に、					「	<table border="1"> <tr><td>環境センター計量作業等従事嘱託員</td><td>日額</td><td>7,140円以内</td></tr> </table>	環境センター計量作業等従事嘱託員	日額	7,140円以内	を			「	<table border="1"> <tr><td>環境センター場内作業等従事嘱託員</td><td>日額</td><td>9,270円以内</td></tr> </table>	環境センター場内作業等従事嘱託員	日額	9,270円以内	に、			「	<table border="1"> <tr><td>学校給食調理嘱託員</td><td>日額</td><td>7,800円</td></tr> </table>	学校給食調理嘱託員	日額	7,800円	を			「	<table border="1"> <tr><td>学校給食調理嘱託員（全般）</td><td>日額</td><td>10,125円</td></tr> <tr><td>学校給食調理嘱託員（補助）</td><td>日額</td><td>7,800円</td></tr> </table>	学校給食調理嘱託員（全般）	日額	10,125円	学校給食調理嘱託員（補助）	日額	7,800円	に、		
発達支援嘱託員（保育士）」を「発達支援嘱託員（保育士・児童指導員）」に、																																														
「5,100円以内」を「5,250円以内」に、																																														
「	<table border="1"> <tr><td>環境センター計量作業等従事嘱託員</td><td>日額</td><td>7,140円以内</td></tr> </table>	環境センター計量作業等従事嘱託員	日額	7,140円以内	を																																									
環境センター計量作業等従事嘱託員	日額	7,140円以内																																												
「	<table border="1"> <tr><td>環境センター場内作業等従事嘱託員</td><td>日額</td><td>9,270円以内</td></tr> </table>	環境センター場内作業等従事嘱託員	日額	9,270円以内	に、																																									
環境センター場内作業等従事嘱託員	日額	9,270円以内																																												
「	<table border="1"> <tr><td>学校給食調理嘱託員</td><td>日額</td><td>7,800円</td></tr> </table>	学校給食調理嘱託員	日額	7,800円	を																																									
学校給食調理嘱託員	日額	7,800円																																												
「	<table border="1"> <tr><td>学校給食調理嘱託員（全般）</td><td>日額</td><td>10,125円</td></tr> <tr><td>学校給食調理嘱託員（補助）</td><td>日額</td><td>7,800円</td></tr> </table>	学校給食調理嘱託員（全般）	日額	10,125円	学校給食調理嘱託員（補助）	日額	7,800円	に、																																						
学校給食調理嘱託員（全般）	日額	10,125円																																												
学校給食調理嘱託員（補助）	日額	7,800円																																												

「80,600円」を「84,000円」に、

日額	7,200円
日額	7,200円

を

日額	7,490円
日額	7,350円

に改め、

同表教育研究員の項を削り、同表生涯学習センター管理業務補助嘱託員の項中「7,200円」を「7,250円」に改め、同表中

こども育成支援員	日額	8,400円
こども育成補助員	日額	7,000円
青少年会館嘱託員	日額	10,600円
青少年課施設巡回等嘱託員	日額	8,160円以内
スポーツ推進委員	年額	47,200円
スポーツ施設管理嘱託員	日額	6,900円
図書館専門業務嘱託員	日額	11,310円

を

こども育成支援員	日額	8,570円
こども育成補助員	日額	7,140円
放課後かまくらっ子推進嘱託員	日額	7,500円
青少年会館嘱託員	日額	10,920円
青少年課施設巡回等嘱託員	日額	8,400円以内
スポーツ推進委員	年額	47,200円
スポーツ施設管理嘱託員	日額	6,900円
図書館専門業務嘱託員	日額	12,090円

に改め

る。

付 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。